

国土交通省告示第 17号

運輸審議会一般規則(昭和27年運輸省令第8号)第15条第1項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和元年5月16日

国土交通大臣 石井 啓一

事案番号	令元第3001号																														
事案の種類	鉄道の旅客運賃及び料金の上限変更認可																														
申請事業者	北海道旅客鉄道株式会社																														
事案の内容	<p>すべての運賃及び料金に消費税及び地方消費税(10%)を含んだ以下の額を上限額とする。</p> <p>1. 北海道旅客鉄道株式会社線内のみを利用する場合の鉄道の普通旅客運賃</p> <p>(1) 鉄道の普通旅客運賃の計算方法及び端数計算 鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、平成7年12月22日(鉄業第91号)で運輸大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10を乗じ10円未満の額を四捨五入し10円単位とした額とする。 ただし、賃率等のうち一部を(2)~(4)のとおり変更する。</p> <p>(2) 幹線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等</p> <p>賃率 営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率200キロメートルまでの部分17円85銭を19円70銭に変更する。 営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃 前にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。</p> <table border="1" data-bbox="512 1581 1243 1975"> <thead> <tr> <th>営業キロ</th> <th>税抜運賃</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 3</td> <td>182円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>4 - 6</td> <td>228円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>7 - 10</td> <td>264円</td> <td>290円</td> </tr> <tr> <td>11 - 15</td> <td>310円</td> <td>340円</td> </tr> <tr> <td>16 - 20</td> <td>400円</td> <td>440円</td> </tr> <tr> <td>21 - 25</td> <td>491円</td> <td>540円</td> </tr> <tr> <td>26 - 30</td> <td>582円</td> <td>640円</td> </tr> <tr> <td>31 - 35</td> <td>682円</td> <td>750円</td> </tr> <tr> <td>36 - 40</td> <td>782円</td> <td>860円</td> </tr> </tbody> </table>	営業キロ	税抜運賃	運賃	1 - 3	182円	200円	4 - 6	228円	250円	7 - 10	264円	290円	11 - 15	310円	340円	16 - 20	400円	440円	21 - 25	491円	540円	26 - 30	582円	640円	31 - 35	682円	750円	36 - 40	782円	860円
営業キロ	税抜運賃	運賃																													
1 - 3	182円	200円																													
4 - 6	228円	250円																													
7 - 10	264円	290円																													
11 - 15	310円	340円																													
16 - 20	400円	440円																													
21 - 25	491円	540円																													
26 - 30	582円	640円																													
31 - 35	682円	750円																													
36 - 40	782円	860円																													

41 - 45	882円	970円
46 - 50	1,028円	1,130円
51 - 60	1,173円	1,290円
61 - 70	1,355円	1,490円
71 - 80	1,528円	1,680円
81 - 90	1,719円	1,890円
91 - 100	1,910円	2,100円

(3) 地方交通線のみを乗車する場合の普通旅客運賃の賃率等
賃率

営業キロ1キロメートルごとの現行の賃率182キロメートルまでの部分19円60銭を21円60銭に変更する。

営業キロ100キロメートルまでの普通旅客運賃

前にかかわらず、営業キロが100キロメートルまでの普通旅客運賃は現行の運賃を次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	273円	300円
11 - 15	310円	340円
16 - 20	400円	440円
21 - 23	491円	540円
24 - 28	582円	640円
29 - 32	682円	750円
33 - 37	782円	860円
38 - 41	882円	970円
42 - 46	1,028円	1,130円
47 - 55	1,173円	1,290円
56 - 64	1,355円	1,490円
65 - 73	1,528円	1,680円
74 - 82	1,719円	1,890円
83 - 91	1,910円	2,100円
92 - 100	2,110円	2,320円

(4) 幹線と地方交通線を連続して乗車し、その営業キロが10キロメートルまでの場合

現行の運賃を、次のとおり変更する。

営業キロ	税抜運賃	運賃
1 - 3	182円	200円
4 - 6	228円	250円
7 - 10	273円	300円

2. 北海道旅客鉄道株式会社と北海道旅客鉄道株式会社以外の旅客会社の鉄道の営業線を連続して乗車する場合の鉄道の普通旅客運賃の基準額

(1) 鉄道の普通旅客運賃の基準額の計算方法及び端数計算

鉄道事業法第16条第1項の定めに基づき、平成7年12月22日(鉄業第91号)で運輸大臣の認可を受けた賃率、計算方法及び端数計算による額に、1.10を乗じ、10円未満の額を四捨五入し10円単位とした額とする。

(2) 10キロメートルまでの普通旅客運賃の基準額

区分 営業 キロ	幹線のみを 乗車する 場合		地方交通線 のみを乗車 する場合		幹線と地方交通線 とを連続して 乗車する場合	
	税抜 基準額	基準額	税抜 基準額	基準額	税抜 基準額	基準額
1 - 3	134円	150円	134円	150円	134円	150円
4 - 6	172円	190円	172円	190円	172円	190円
7 - 10	181円	200円	191円	210円	191円	210円

3. 鉄道の定期旅客運賃

(1) 通勤定期旅客運賃

現行の運賃を平均22.6%引き上げ。

(2) 通学定期旅客運賃

現行の運賃を平均21.8%引き上げ。

4. 鉄道の特別急行料金

北海道新幹線の各駅相互間の特別急行料金の額は、現行料金を次のとおり変更する。

	新青森	奥津軽 いまべつ	木古内
奥津軽 いまべつ	2,030円		
木古内	4,000円	2,030円	
新函館 北斗	4,000円	4,000円	2,030円

5. その他

免税の運賃及び料金は消費税及び地方消費税を含んだ運賃に110分の100を乗じ、1円未満の端数を1円単位に切り上げた額とする。